

# 鋼船規則

M 編 溶接

規  
則

**2007 年 第 1 回 一部改正**

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議  
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認  
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## M 編 溶接

### 4 章 溶接施工方法及びその施工要領

#### 4.2 突合せ溶接継手試験

表 M4.5 を次のように改める。

表 M4.5 突合せ溶接の引張試験の規格値

試験材の種類	試験材の材料記号	引張試験	
		引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	0.2%耐力 (N/mm <sup>2</sup> )
低温用圧延鋼材	KL9N53, KL9N60	590 以上 <sup>(1)</sup>	315 以上
		630 以上 <sup>(2)</sup>	—
低温用鋼管	KLP9	630 以上	—
アルミニウム合金材 <sup>(3)</sup>	5086P-H112 <sup>(4)</sup>	240 以上	—
	5086P-H116	—	—
	5083P-H116	275 以上	—
	5083P-H321	—	—
	6061P-T6 6005AS-T5 <sup>(5)</sup> , 6005AS-T6 <sup>(5)</sup> 6061S-T6 <sup>(5)</sup> 6082S-T5 <sup>(5)</sup> , 6082S-T6 <sup>(5)</sup>	170 以上	—

(備考)

- (1) 試験片が縦方向の場合
- (2) 試験片が横方向の場合
- (3) アルミニウム合金材の材料記号には、質別を示す記号を併記している。
- (4) 厚さが 12.5mm 以下の場合
- (5) 表 M4.4 備考(13)参照

### 附 則

1. この規則は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に検査の申込みがあった試験にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。